

送付資料（２）関係資料

①行政から見たときの協働の形態

形態	手法	備考（相手方、町での取り組み等）
従来型委託	行政が仕様を定め、その仕様に基づき受注者が業務を行う。	・相手方は、町民団体・企業を問わない。 ・昨今、仕様の一部を提案に委ねるプロポ方式等一部入札のみに頼らない業者選定・発注を行っている。
協働型委託	業務を受注する町民が提案等により仕様設定からその業務に参画する。	・相手方は、主に町民団体。 ・NPO等の特性を活用したい事業や地域における効果的な運用を図りたい際に町民団体に対して発注する。
アダプトシステム	町民と行政が協議・合意し、公共施設や景観保護・美化活動等を行う。	・町での実績は現在のところなし。 ・治山事業、公園・道路管理等の委託の一部は、従来型委託の形態で地域団体等に発注している。
参画	行政が定める計画等の立案・策定段階に参画する。	・町民の意見反映 ・各種計画の策定委員会、審議会等 ・計画等の閲覧・意見公募 (パブリックコメント)
共催（実行委員会）	他の主体と町がともに主催者（実行委員会）となって企画・運営・実施する。	・「城下かれいまつり」、「ビーチフェスタ」等は、実行委員会＋共催の形で行っている。
補助（助成）	町民の行う公益的な事業に対して財政的な支援を行う。	・日出町地域活性化助成金等により補助（助成）を行っている。
後援	町民の実施する公益的な事業に対し支援するため後援（名義の使用許可）を行う。	・各種イベントの後援を行っている。

上表は、行政が行う「協働の形態」について代表的なものを記載しました。
上から下に行くほど、町民の役割・責任・財政的負担が大きくなります。

②協働に適さない行政の事業

公権力の行使（町税等の賦課、決定、許認可等）による事務・事業については、「権利の行使」という観点から協働することは適さないものとなります。

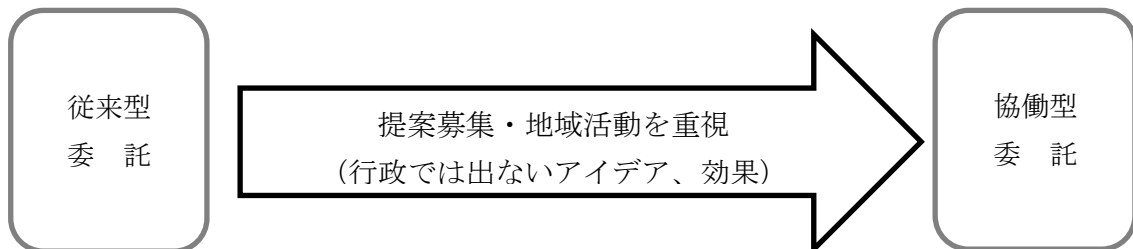
このほか公平性や個人情報の保護が特に必要な事務・事業については、協働が可能ですが、従来型委託同様その取扱い等に十分留意する必要があります。

③新しい協働による行政手法

●従来型委託から協働型委託へ

行政が仕様等を定めて金額の多寡（入札・見積）により受託者を決定する「従来型委託」から、仕様段階から町民の意見が反映され、より効果的・効率的な事業となる「協働型委託」への移行が求められています。

協働型委託については、提案を募集する手法、地域の特性を活かして行う手法などが考えられます。



●アダプトシステム

アダプトシステムは、県内で採用している自治体もあり、「地域による公共施設管理や治山・治水事業等」のことで、地域への関心の深まり（愛着）により行われ、その活動に対する補助・支援を行政が行います。また、活動を通して地域コミュニティが活性化されることが期待されます。

●支援制度の拡充

町民の主体事業に対する支援（財政的・物的）制度を拡充し、町民活動の創出・拡充を図る必要があります。